

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to Osaka Metropolitan University

Title	(第4章)子育て世帯における社会的排除状態にある生活水準の推定と社会的排除率の推計方法の検討
Author	坂本 毅啓
Citation	URP「先端的都市研究」シリーズ. 15巻, p.61-83.
Published	2019-03-25
ISBN	978-4-904010-30-3
Type	Book Part
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学都市研究プラザ
Description	地方都市における子どもの貧困問題に関する研究
DOI	

Placed on: Osaka City University

Osaka Metropolitan University

第4章

子育て世帯における社会的排除状態にある生活水準の推定と社会的排除率の推計方法の検討

坂本 毅啓

はじめに

前章では、これまで何度か分析をしてきた日向市の子育て世帯を対象とした生活実態調査のデータを基に、生活困窮・福祉ニーズを抱えやすい所得階層の境界線を浮き上がらせることを試み、改めて子育て世帯における階層性について実証的に明らかにした。本章では、同じ調査データを活用して、さらに分析を進めていくことにする。

子どもの貧困を巡っては、日本では国民生活基礎調査を基に等価可処分所得の中央値を抽出し、その中央値の半分を貧困線として設定する相対的貧困率によって計算されている。本章では視点を換え、子育て世帯が社会的排除状態にあるとした場合、その生活水準はどのようなものであるのかを推定することを試みる。そして、その生活水準を基準として社会的排除状態にある子育て世帯はどれぐらいの割合で存在しているのか、つまり子育て世帯における社会的排除率を推計することにも取り組む。

社会的排除とは多面的な概念であるため、具体的にどのような存在が社会的排除状態にあるのかを示すことは困難である。しかし、そこにある社会的排除を認識するための基準を作ろうとする試みであるという点で、本章の意義はあると考えている。

1 貧困の基準を巡る課題

1-1 第1次貧困線と第2次貧困線

貧困の基準については、時代や社会状況によって異なる。しかし、それで

も貧困とは何か、何をもって貧困というのかを判断するには、主観的では無い社会的な基準が必要である。本節では、社会的排除の状態像を把握することを目的に、まずは貧困の基準について整理した上で、貧困の基準を巡る課題を考えることにする。

まず伝統的な貧困基準としては、ラウントリーによる第1次貧困線と第2次貧困線という基準が挙げられる。第1次貧困とは「その総収入が、単なる肉体的能率を保持するために必要な最低限度にも足らぬ家庭」、第2次貧困とは「その総収入が、(もしその一部分が他の支出——有形無形を問わず——に振り向けられぬ限り)単なる肉体的能率を保持するに足る家庭」とそれぞれ定義されている(Rowntree 1922 (=長沼 1960 : 97-98))。これらの定義によって貧困線の設定が行われた。

1-2 生活保護基準

次に、日本における多くの貧困研究において基準とされてきたと言えるのが生活保護基準である。生活保護における最低生活費は、以下の数式①によって求められる。2016(平成28)年度の基準であるが、表4-1は世帯類型別及び等級地別に見た生活扶助の基準額である。

最低生活費＝生活扶助＋住宅扶助＋教育扶助＋介護扶助＋医療扶助……数式①

※上記の他、出産、葬祭等がある場合は、その基準額が加えられる。

表 4-1 世帯類型別の生活扶助基準(2016年度、単位:円)

	3人世帯 33歳男・29歳女・4歳子	高齢単身世帯 68歳女	高齢夫婦世帯 68歳男・65歳女	母子世帯 30歳女・4歳子・2歳子
1級地-1	160,110	80,870	120,730	189,870
1級地-2	153,760	77,450	115,620	183,940
2級地-1	146,730	73,190	109,250	174,860
2級地-2	142,730	71,530	106,770	171,940
3級地-1	136,910	68,390	102,090	164,820
3級地-2	131,640	65,560	97,660	159,900

(注)冬季加算(VI区×5/12)、児童養育加算及び母子加算を含む。

出典：『平成29年度版 厚生労働白書』資料編208頁より転載。

1-3 相対的貧困

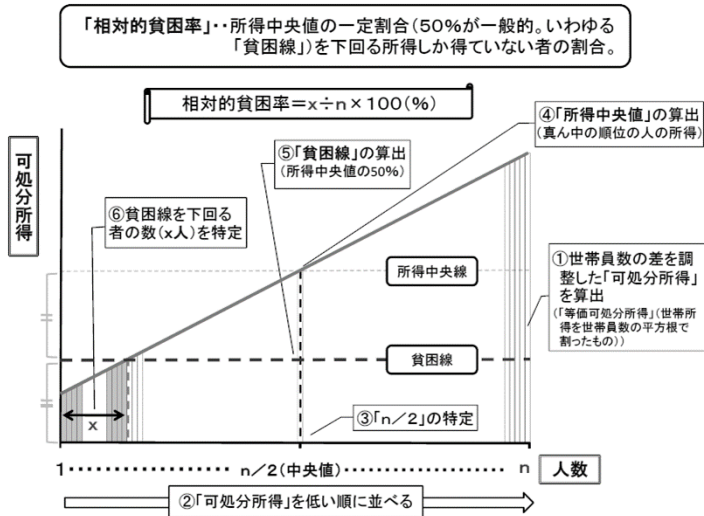


図 4-1 相対的貧困率の考え方

出典：厚生労働省「国民生活基礎調査（貧困率）よくある質問」<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21a-01.pdf> 2019年1月31日閲覧

政府における子どもの貧困率が示される際に用いられているのが、相対的貧困率である。研究者によっては、相対的貧困を先の第2次貧困と表現する場合もある。相対的貧困率の求め方は、まず、①世帯の構成人数の影響を最小化するために、世帯の総収入を世帯の構成人数の平方根で割った等価可処分所得（図では「可処分所得」）を求め、それを②低い順に並べ、③全人数の半分を特定し、④真ん中の順位の人の所得（「所得中央値」）を算出し、⑤所得中央値の50%の「等価可処分所得」を「貧困線」として算出し、⑥「貧困線」を下回る者の人数を特定する、という手順でもって求められる。

政府が定めた「子どもの貧困対策大綱」では子どもの貧困率を指標の一つとして公表することとなっており、この相対的貧困率によって求められている。2018年度に公表された政府のデータによれば、子どもの貧困率は

13.9%であり、1人親家庭の子どもの貧困率（子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率）では50.8%となっている³⁷。

1-4 相対的剥奪

タウンゼントによって提起された相対的剥奪は、「人々が社会で通常手に入れることのできる栄養、衣服、住宅、居住設備、就労、環境面や地理的な条件についての物的な標準にこと欠いていたり、一般に経験されているか享受されている雇用、職業、教育、レクリエーション、家族での活動、社会活動や社会関係に参加できない、ないしはアクセスできない」状態のことをいう（阿部 2006:252）。

表 4-2 相対的剥奪指標に用いられた項目とその普及率

社会的必需項目（16項目）		普及率※	100%－普及率
設備	電子レンジ	98.4%	1.6%
	冷暖房機器 （エアコン、ストーブ、こたつ等）	99.1%	0.9%
	湯沸器（電気温水器等含む）	96.4%	3.6%
社会生活	親戚の冠婚葬祭への出席 （祝儀・交通費を含む）	97.2%	2.8%
	電話機（ファックス兼用含む）	97.9%	2.1%
	礼服	97.2%	2.8%
	1年に1回以上新しい下着を買う	92.2%	7.8%
保障	医者にかかる	98.2%	1.8%
	歯医者にかかる	97.2%	2.8%
	死亡・障害・病気などに備えるための保険 （生命保険、障害保険など）への加入	91.9%	8.1%
	老後に備えるための年金保険料	93.9%	6.1%
	毎日少しずつでも貯金ができること	75.0%	25.0%
住環境	家族専用のトイレ	98.8%	1.2%
	家族専用の炊事場（台所）	98.9%	1.1%
	家族専用の浴室	97.8%	2.2%
	寝室と食卓が別の部屋	95.0%	5.0%

※普及率＝欲しくない場合は分母から除く

出典：阿部（2006）P.259 より転載

³⁷ 内閣府「平成 29 年度子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況」
（<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/taikou/index.html>、2019 年 1 月 31 日閲覧）

表 4-3 子どもに関する剥奪項目 (n=361)

	必要である とした人の 割合(%)*	12歳以下の子どもがある世帯					
		持っている	持っていない (欲しくない)	持っていない (経済的に 持てない)	無回答	剥奪率(%)	
						12歳以下の 子どもが ある世帯	うち、小学 生がある 世帯のみ
スポーツ用品・ゲーム機などの玩具	26	84.5	10.0	5.5	0.0	6	3
子ども部屋	33	62.0	13.0	24.4	0.0	28	18
ヘッドホンステレオ等	15	30.2	52.9	16.1	0.8	35	26
自転車・三輪車	45	87.3	8.3	4.4	0.0	5	3
本・絵本	67	97.8	0.8	1.4	0.0	1	1
毎月のお小遣い	46	30.2	52.6	14.7	2.5	33	26
毎年、新しい服・靴	28	87.5	4.7	7.5	0.3	8	8
お稽古ごと	22	53.2	24.7	19.9	2.2	27	20
塾	17	26.9	49.6	20.8	2.8	44	35
誕生日のお祝い	46	94.7	1.7	3.3	0.3	3	3
クリスマスのプレゼント	33	90.9	5.0	3.6	0.6	4	3
子どもの学校行事への親の参加	57	86.7	9.1	2.5	1.7	3	2
高校までの教育	72	93.4	0.6	2.5	3.6	3	2
短大・高専・専門学校までの教育		70.6	3.9	20.5	5.0	23	23
大学までの教育	34**	65.1	65.1	26.9	2.8	29	31

出所：*平成 15 年「福祉に関する国民調査」、他は平成 15 年「社会生活調査」から阿部が作成

注：**短大・大学までの教育

$$\text{剥奪率} = (\text{経済的に持てない数}) / (\text{総数} - \text{欲しくない数} - \text{無回答数})$$

出典：阿部 (2008) 31 頁より転載

具体的にその指標や項目をどのように設定するのかというのは困難ではあるが、ここでは阿部 (2006) および阿部 (2008) の研究を紹介しておきたい。表 4-2 は、阿部 (2006) において、予備調査を通して市民の 60%が必要であるとした項目によって構成された相対的剥奪指標である。表 4-3 は、子育て世帯に対する調査データから子どもに関する剥奪項目を設定したものである。

いずれの項目も、望ましい状態像を標準的な生活として想定し、その物質的及び社会的に剥奪された状態として理解しようとしている。特に志賀が指摘しているように「最も重要なのは、『社会で当然と見なされている生活様式、慣習、社会活動 (ordinary living patterns, customs and activities)』から『締め出されている (excluded)』という部分」であろう (志賀 2016 : 46)。

2 社会的排除の基準

2-1 社会的排除の定義

ここまで貧困、相対的剥奪とその定義と内容について整理してきたが、ここでは社会的排除について整理しながら、社会的排除であると判断するための具体的な基準設定について検討を行っていきたい。

福原によれば、社会的排除は状態とともに、そこに至る過程に着目した概念であるとしている（福原 2007：15）。そして、表 4-4 のように、社会的な参加・つながりの欠如があり、関係の側面まで視野に入れていることが特徴である。その対象も個人や世帯だけではなく、コミュニティ、社会へと幅広く捉える。

表 4-4 貧困・剥奪・社会的排除の比較

	貧困	剥奪	社会的排除
要因とその特徴	生存のための基礎的なニーズの欠如	生存のための基礎的なニーズの欠如 標準的な生活のための物的資源の剥奪（物質的剥奪と社会的剥奪）	生存のための基礎的なニーズの欠如 標準的な生活のための物的資源の剥奪（物質的剥奪と社会的剥奪） 社会的な参加・つながりの欠如
	一次元の要因	多次元の要因	多次元の要因
	分配の側面	分配の側面	分配の側面 関係の側面
分析の観点	静態的	静態的	動態的
対象	個人、世帯	個人、世帯	個人、世帯 コミュニティ、社会

出典：福原（2007）15 頁の表より転載

また岩田は「主要な社会関係から特定の人々を閉め出す構造から、現代の社会問題を説明し、これを阻止して『社会的包摂』を実現しようとする政策の新しい言葉」が社会的排除であると定義している（岩田 2008：12）。その上で、「それが行われることが普通であるとか望ましいと考えられるような社会の諸活動への『参加』の欠如を、ストレートに表現したもの」であり、「貧困が、生活に必要なモノやサービスなどの『資源』の不足をその概念の

コアとして把握するのに対して、社会的排除は『関係』の不足に着目して把握したものである」と強調している（岩田 2008：22-23）。

さらに相対的剥奪との比較という点では、志賀は「ヨーロッパ社会において容認できない困窮とは、タウンゼントの貧困概念に基づくものではなくなっている」のであり、「EU によける社会政策において理解されている社会的排除概念は、個人の権利の欠如・不十分性であり、市民社会の個人として自己自身の権利に基づいた選択ができない状態、すなわち個人の自己決定の阻害として考えられていると理解することができる」と指摘している（志賀 2016：79）。そして「消費生活の欠如（財の欠如）に注目する貧困理論は依然として重要なものであることには変わらないが、消費生活の欠如という視点のみでは、容認できない生活状態として社会化している問題に含まれる貧困概念の新たな広がり捉えることが出来なくなっている」としている（志賀 2016：129）。

ここまでを踏まえて、本章では社会的排除を、財（お金）の欠如だけでなく、家族機能や社会的支援等が必要な状態であるにもかかわらず欠如しており、自己実現や選択肢が制約され、望ましいとされる生活を送ることが困難な状態と定義することにする。

2-2 社会的排除の指標

それでは、どのような項目や指標によって、社会的排除の状態にあると言えるのであろうか。既に紹介したように、把握のしやすい金銭的な欠如という指標だけでなく、社会的排除においては非金銭的指標（非貨幣的ニーズ）が必要である。

表 4-5 は、EUROSTAT（欧州委員会統計局）による非金銭的指標である。全 15 項目のうち、最初に金銭的困難が挙げられているが、基本的ニーズの中身は質的な基準となっている。また住居の状況や耐久財³⁸、健康、対人関係と広がっており、多元的な指標となっていることがわかる。

³⁸ 阿部は「9.金銭的な理由によって車へのアクセスがない個人の場合」という項目については、「日本にあてはめた場合、不適当と考えられる項目」と指摘している（阿部 2002：76）。

表 4-5 EUROSTAT(欧州委員会統計局)による非金銭的指標

金銭的困難	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日頃の生活で赤字にならないようにするのが非常に困難であるとする世帯に属する個人の割合 2. 家賃や公共料金の支払いが滞っている世帯に属する個人の割合
基本的ニーズ (ベーシック・ニーズ)	<ol style="list-style-type: none"> 3. 1日おきに、肉・魚・鶏肉を購入することが出来ない世帯に属する個人の割合 4. 新しい衣服を購入することの出来ない世帯に属する個人の割合 5. 1週間以上の旅行(休暇)を金銭的にすることができない世帯に属する個人の割合
住居の状況	<ol style="list-style-type: none"> 6. 風呂またはシャワー施設がない住居に住む個人の割合 7. 湿気が多い(しめった)壁・床・土台の住居に住む個人の割合 8. 広さが十分でない住居に住む個人の割合
耐久財	<ol style="list-style-type: none"> 9. 金銭的な理由によって車へのアクセスがない個人の割合 10. 金銭的な理由によって電話へのアクセスがない個人の割合 11. 金銭的な理由によってカラーテレビへのアクセスがない個人の割合
健康	<ol style="list-style-type: none"> 12. 16歳以上の個人で健康が悪い・非常に悪いとするものの割合 13. 16歳以上の個人で、長期の健康問題によって日々の活動に支障があるものの割合
対人関係	<ol style="list-style-type: none"> 14. 16歳以上の個人で、友人や親戚に1ヶ月に1回以下しか会わないものの割合 15. 16歳以上の個人で、仕事または主な活動(主婦など)について不満足なものの割合

資料：阿部（2002）77頁 表4を基に坂本が一部改編

表 4-6 新城市による生活困窮層の定義

概念	要件	割合
相対的貧困域(生活貧困層)	相対的貧困線 1,229,837円 ※所得中央値の50%	6.3%
相対的貧困境界域	以下の項目に1つ以上該当する世帯 ・急な出費で家計のやりくりができない経験 ・債務が返済できない経験 ・ライフラインが止められた経験 ・世帯の総収入が150万円未満 ・制度利用世帯(生活保護受給世帯)	10.5%
生活貧困層	上記の合計	16.8%

資料：新城市 市民福祉部 子ども未来課（2017）11頁を基に坂本が作成。

地域における貧困層を捉える点では、愛知県新城市が行った「新城市子どもの未来応援事業計画」のための調査の基準は大変参考になる。表 4-6 に示したように、相対的貧困線を引いて求められた相対的貧困域（生活貧困層）と、その境界域として「急な出費で家計のやりくりができない経験」、「債務が返済できない経験」、「ライフラインが止められた経験」、「世帯の総収入が150万円未満」、「制度利用世帯（生活保護受給世帯）」のいずれか1つに該当する世帯を相対的貧困境界域として定義している。この二つを合わせて生活貧困層とし、その割合は16.8%になるとしている。この定義の方法は政府による子どもの貧困による基準よりも広く範囲を定めており、より生活実態に近い基準であると言え、この定義による要件（基準）に該当する状態を社会的排除状態であると考えerことは十分に合理的であると言える。

3 社会的排除状態に陥りやすい子育て世帯の生活水準の推定

3-1 日向市の調査データから生活水準の推定

前節までで社会的排除を把握するための項目について検討を行ってきた。これらを踏まえて、前章でも分析に用いた日向市の「子どもと家庭の生活・ニーズに関する調査」のデータを用いて、社会的排除状態にある世帯の生活水準とはどのようなものなのかを明らかにしていく。

作業としては、調査データの質問項目の中で、①子どもの健康状態、②子どもの普段の様子、③生活用品の購入や家庭での支出、④親子での習慣や地域とのつながり、⑤保護者の健康状態、⑥保護者の仕事・世帯の収入、以6領域76項目を選んだ。この選んだ項目を、ここでは社会的排除項目と呼ぶこととする。次に、社会的排除項目の中で望ましくないと考えられる選択肢を回答した度数及び割合を求めた。

次に、社会的排除状態にある子育て世帯の生活水準を推定するために、各項目に該当する世帯の等価世帯年収の平均値を求めた。各世帯の等価世帯収入は数式①によって求め、等価世帯収入の平均値については数式②によって求めた。以下、その結果を一覧表として示す。

$$Ehi_n = \frac{Hi_n + Ss_n}{\sqrt{Hs_n}} \dots \text{①式}$$

$$E(Ehi) = \frac{\sum_{k=1}^n Ehi_n}{n} \dots \text{②式}$$

Ehi=Equivalent household income (等価世帯収入)

Hi= household income (就労等による世帯収入)

Ss=Social security benefits (社会保障給付)

Hs=Household size (世帯人数)

E(Ehi)=Expected Value (Ehi) (等価世帯収入の平均値)

表 4-7 社会的排除に関する調査項目とその該当率及び平均等価世帯収入(n=1041)

No.	質問内容	回答	割合	等価世帯収入 平均値
問2	子どもの健康状態			
1	子どもの健康状態	悪い	0.1%	572,612
2	10日以上欠席	休んだ	1.5%	1,803,258
3	インフルエンザワクチンの毎年接種	受けたことがない	22.7%	1,883,137
4	公費ワクチン(麻疹・風疹混合など)の接種の有無	受けたことがない	5.6%	1,630,664
5	子どもの歯磨きの頻度	毎日とは磨かない	2.0%	1,391,801
6	子どもの虫歯の有無と治療状態	虫歯の治療をしていない	54.1%	2,020,572
問3	子どもの普段の様子			
1	起きる時間	8時台以降	0.7%	1,588,096
2	寝る時間	24時以降	7.0%	2,072,459
3	朝食の頻度と内容	ほとんど食べない & 全く食べない	2.7%	1,724,853
5	子どもの普段の夕食の取り方	子どもたちだけで食べる & ひとりだけで食べる	5.5%	1,998,049
6	保護者が子どものために食事を作る頻度	月に数回・ほとんどつくらない	8.0%	1,994,393
7	平日の放課後に、子どもだけで1時間以上の留守番する頻度	週に3回以上	25.3%	2,230,209
8	気軽に相手の家に遊びに行ける友だちの人数	いない	8.1%	2,010,204
9	1日30分以上の運動や習い事の1週間の頻度	ほとんどない	14.5%	2,206,923
10	子どものコンピュータゲームの頻度	3時間以上	7.7%	1,880,340
11	1ヶ月の読書量	読まなかった	22.8%	2,132,904
12	直近1ヶ月の子どもの様子	身体の不調をよくうったえる	11.8%	1,905,536

No.	質問内容	回答	割合	等価世帯収入 平均値
問4	生活用品の購入や家庭での支出			
1	経費や用具で 不十分なもの	①子どもの年齢にあった本 ②子ども用のスポーツ用品 ③ゲーム機などの子どものおもちゃ ④成長にあわせた子どもの衣服 ⑤子どもの食費・おやつ ⑥子どもの自転車 ⑦部活動の費用 ⑧習い事の費用 ⑨子どもが自宅で宿題をできる場所・机 ⑩保護者の衣服 ⑪保護者の食費 ⑫保護者の交際費 ⑬家族での旅行費用 ⑭今後の教育費用にむけた貯金	23.7% 14.1% 3.5% 16.0% 6.6% 10.9% 9.3% 26.1% 5.6% 9.2% 3.0% 9.9% 31.1% 44.6%	1,947,284 1,828,653 1,823,851 1,705,705 1,684,862 1,707,074 1,800,510 1,866,237 2,030,624 1,825,194 2,060,727 2,156,136 2,092,605 2,125,869
3	経済的理由からの 不払い経験	①学校・保育園・幼稚園の遠足や修学旅行の参加費 ②学校の課外活動(部活動)への参加費・交通費 ③学校の給食費や保育料 ④学校の教材費 ⑤PTA会費 ⑥家賃 ⑦住宅ローンや自動車ローンなど負債 ⑧電気代 ⑨ガス代 ⑩水道代 ⑪電話代(携帯電話含む) ⑫医療費 ⑬年金保険料や健康保険料、介護保険料 ⑭税金	2.2% 2.2% 7.8% 4.5% 2.3% 5.0% 4.0% 4.3% 4.4% 4.6% 5.6% 1.9% 9.2% 9.8%	1,312,966 1,421,580 1,339,156 1,207,212 1,169,546 1,340,994 1,641,561 1,315,716 1,508,907 1,676,999 1,666,099 2,056,588 1,646,336 1,890,399
5	自宅の部屋数	1部屋・2部屋	6.4%	1,643,777
	子ども部屋の有無	ない	18.8%	1,821,911
6	通常の家計の状況	赤字である	29.7%	1,722,066
7	子どもに受けさせたい教育	高等学校 短大・高専・専門学校 大学教育	1.2% 29.5% 38.2%	1,008,100 1,572,535 1,611,635

No.	質問内容	回答	割合	等価世帯収入 平均値	
問5	親子での習慣や地域とのつながり				
1	親子の関係性	①-(ア)お子さんと体を動かして遊ぶ	42.0%	2,060,313	
		①-(イ)お子さんとカードゲーム、ごっこ遊びをして遊ぶ(トランプ・ブロック・ボードゲーム・人形遊び等)	53.1%	2,153,295	
		①-(ウ)お子さんとコンピュータゲームをして遊ぶ	72.1%	2,153,295	
		①-(エ)お子さんの勉強をみる	22.1%	2,018,901	
		①-(オ)お子さんと学校での話をする	1.5%	1,922,326	
		①-(カ)お子さんに家事を手伝ってもらう	6.7%	1,892,302	
		①-(キ)お子さんと一緒に外出する	2.4%	1,749,798	
		②-(ア)からだ(尻・手・頭など)をたたく	2.7%	2,345,564	
		②-(イ)大声でしかる	16.0%	2,155,236	
		②-(ウ)子どもが嫌なことを繰り返し言う	2.4%	2,159,076	
		②-(エ)なぐる	0.1%	2,870,000	
		②-(オ)屋外に締め出す	0.1%	4,405,000	
		②-(カ)無視する	0.3%	1,722,383	
		②-(ク)夜間、子どもだけ残して外出する	0.6%	1,489,423	
②-(ケ)子どもの前で家族でけんかする	1.4%	2,122,558			
2	困ったときに相談できる存在の有無	いない	5.8%	1,559,389	
3	地域行事への参加状況	参加していない	11.4%	1,790,558	
4	住んでいる地域への思い	関わりが少ない	4.4%	1,991,085	
5	生活上の困難のために協力することへの意識	そう思わない	6.3%	2,055,480	
問6	保護者の健康状態				
1	保護者の健康状態	①母	悪い & どちらかと言えば悪い	10.7%	1,373,256
		②父		6.5%	1,829,208
6	医療機関へ受診しなかった経験 医療機関へ受診しなかった理由	ある	25.1%	1,809,101	
		経済的理由	29.0%	1,416,255	
問7	保護者の仕事、家庭の収入				
5	社会手当、生活保護、年金等の受給	生活保護受給	0.7%	1,253,386	
6	就学援助・就学奨励費を受けていない理由	制度や手続きがよく分からない	20.8%	1,803,421	

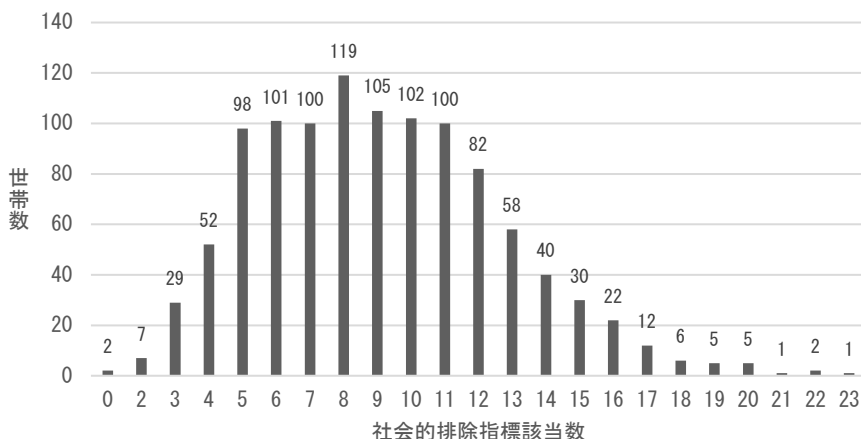
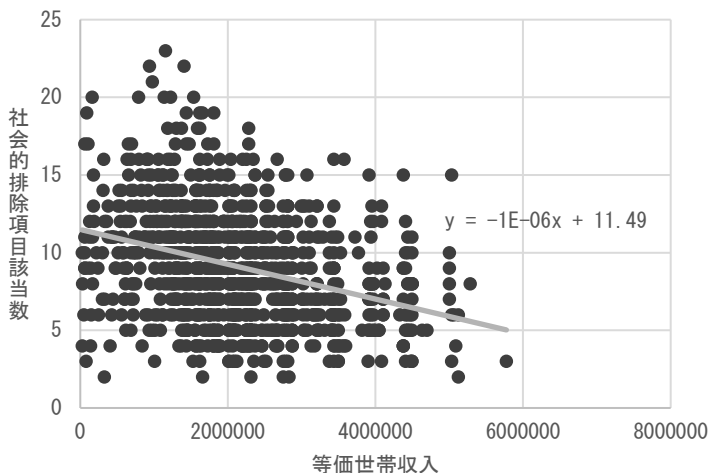


図 4-2 社会的排除項目の該当数

次に、阿部（2006）を参考にして、社会的排除の頻度（深刻度）を図ることを目的に、各世帯が社会的排除項目に該当している数を求めた。その結果の分布が図 4-2 である。平均値は 9.1、中央値は 9、最頻値は 8、最大値は 23、最小値は 0 であった。この結果を変数として、所得との関係について分析を進めてみる。

図 4-3 は、等価世帯収入を横軸、社会的排除項目該当数を縦地にとって二次平面上にプロットしたものである。線形近似直線が示すように、等価世帯収入が上がると項目の該当数が減少することが分かる。

さらにシンプルに図示化することを目的に、世帯の所得階層別に、同一階層間における平均項目該当数を求め、グラフにしたのが図 4-4 である。所得階層が上がると平均項目該当数が減少することが分かる。念のために等価世帯収入でも同様に項目該当数の平均値を求めて二次平面上にプロットしたグラフ（図 4-5）も作成してみたところ、同じように所得の上昇とともに該当数の平均値は減少しており、社会的排除の頻度（深刻度）は軽くなっていくと言える。



- 社会的排除項目該当数
- 線形 (社会的排除項目該当数)

图 4-3 等価世帯収入と社会的排除項目該当数の分布

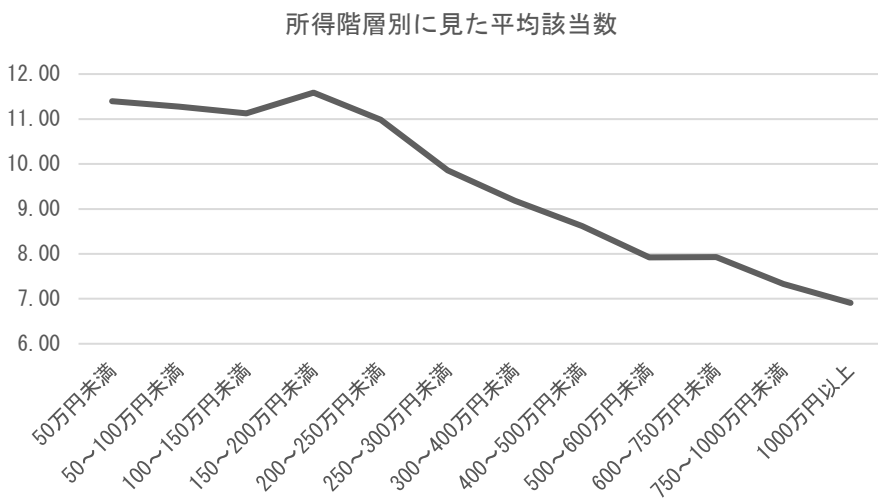


图 4-4 所得階層と平均該当数

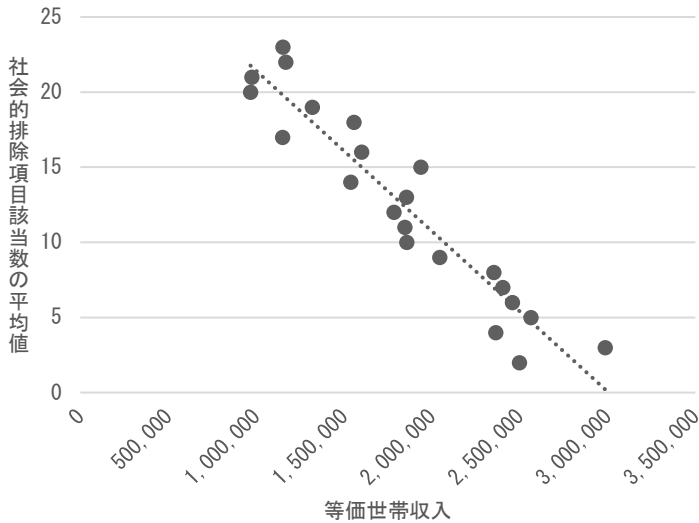


図 4-5 等価世帯収入と平均該当数

3-2 ひとり親世帯における社会的排除項目該当数

ひとり親世帯（単親世帯）は子どもの貧困率でも紹介したが、困窮度合いが高い傾向にある。今回用いた調査データにおいても、同様のことが見られた。

図 4-6 は、両親がそろっている世帯（父母同居世帯）と、母子・父子家庭の世帯（単親世帯）別に、社会的排除項目の該当数の分布を求め、各世帯類型の中で占める割合を折れ線グラフにしたものである。父母同居世帯はピークが左寄りにあるが、単親世帯ではピークが父母同居世帯よりも右寄りにあることが分かる。

世帯類型別に平均該当率を比較したところ、有意に差が見られ（t 検討、 $p=0.00<0.05$ ）、単親世帯の方が 2.16 項目多く該当する。さらに各調査項目の 5 領域（問 2～問 7）別に見ると、「問 4 生活用品の購入や家庭での支出」、「問 5 親子での習慣や地域とのつながり」、「問 6 保護者の健康状態」の 3 領域において、単親世帯の方が有意に平均該当率が高くなった。

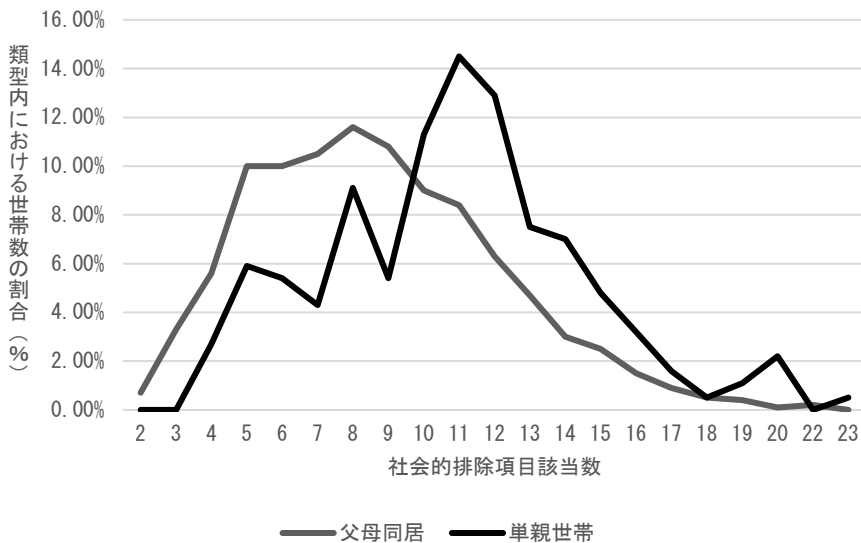


図 4-6 世帯類型別に見た社会的排除項目該当の割合

表 4-8 世帯類型別の平均該当率と t 検定の結果

グループ統計量				
世帯類型	N	平均値	標準偏差	平均値の標準誤差
社会的排除項目該当数	186	10.84	3.656	.268
父母同居	846	8.68	3.450	.119

独立サンプルの検定										
	の検定		2 つの母平均の差の検定							
	F 値	有意確率	t 値	自由度	有意確率 (両側)	平均値の差	差の標準誤差	差の 95% 信頼区間		
社会的排除項目該当数	等分散を仮定する。	.053	.819	7.658	1030	.000	2.163	.282	1.609	2.718
	等分散を仮定しない。			7.380	262.356	.000	2.163	.293	1.586	2.740

表 4-9 世帯類型別の各調査項目の平均該当率と t 検定の結果

グループ統計量				
世帯類型	N	平均値	標準偏差	平均値の標準誤差
問 2 該当数	単親世帯	186	.98	.753
	父母同居	846	.87	.729
問 3 該当数	単親世帯	186	1.16	1.214
	父母同居	846	1.05	.962
問 4 該当数	単親世帯	186	5.13	1.862
	父母同居	846	3.95	1.869
問 5 該当数	単親世帯	186	2.89	1.702
	父母同居	846	2.37	1.668
問 6 該当数	単親世帯	186	.51	.773
	父母同居	846	.30	.604
問 7 該当数	単親世帯	186	.17	.374
	父母同居	846	.14	.345

		独立サンプルの検定								
		の検定				2 つの母平均の差の検定				
		F 値	有意確率	t 値	自由度	有意確率 (両側)	平均値の差	差の標準誤差	差の 95% 信頼区間	
								下限	上限	
問 2 該当数	等分散を仮定する。	.068	.794	1.898	1030	.058	.113	.059	-.004	.229
	等分散を仮定しない。			1.859	266.555	.064	.113	.061	-.007	.232
問 3 該当数	等分散を仮定する。	11.212	.001	1.341	1030	.180	.110	.082	-.051	.271
	等分散を仮定しない。			1.157	238.590	.249	.110	.095	-.077	.297
問 4 該当数	等分散を仮定する。	.203	.652	7.837	1030	.000	1.185	.151	.888	1.482
	等分散を仮定しない。			7.854	273.041	.000	1.185	.151	.888	1.482
問 5 該当数	等分散を仮定する。	.063	.802	3.818	1030	.000	.518	.136	.252	.784
	等分散を仮定しない。			3.770	268.812	.000	.518	.137	.247	.788
問 6 該当数	等分散を仮定する。	36.096	.000	4.055	1030	.000	.209	.052	.108	.311
	等分散を仮定しない。			3.469	237.073	.001	.209	.060	.090	.328
問 7 該当数	等分散を仮定する。	3.802	.051	.999	1030	.318	.028	.028	-.027	.084
	等分散を仮定しない。			.950	259.033	.343	.028	.030	-.030	.087

以上の結果から、母子世帯を中心とした単親世帯では、社会的排除への頻度と深刻度合いが高い傾向にあると言える。

3-3 社会的排除状態にある子育て世帯の生活水準

ここまでの結果を踏まえて、社会的排除状態にある子育て世帯とはどのような生活水準であるのかを検討していく。まず、表 4-7 の結果を基に、全ての社会的排除項目の該当延数とその延母数、及び全ての社会的排除項目

の等価世帯収入の加重平均値を求めた。その結果が表 4-10 である。これによると、各項目の該当数の総計は 9,215、母数は 77,608 であり、平均該当率は 11.9%であった。さらに等価世帯収入の加重平均値は 191 万 9,880 円であった³⁹。

表 4-10 社会的排除項目の各値の平均値(n=1041)

総該当数	総母数	割合	等価世帯収入 平均値	度数
9,215	77,608	11.9%	1,919,880	9,142

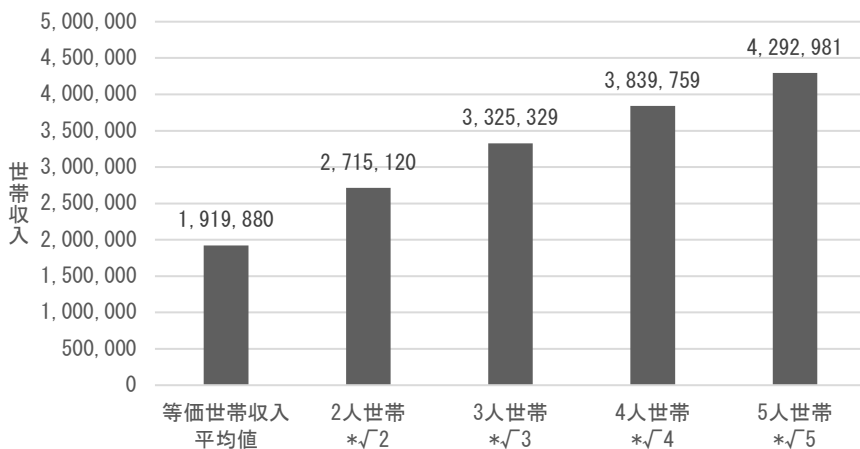


図 4-7 等価世帯収入と平均該当数

等価世帯収入の平均値を基準として、子育て世帯は必ず 2 人以上であると、2 人世帯から 5 人世帯までの各ケースにおける世帯収入基準を求めた。その結果をグラフにしたのが図 4-6 である。例えば母 1 人、子 1 人の 2 人世帯(母子世帯)の場合、社会的排除状態にある生活水準は年収約 270 万円あたりを中心に広がっていると見える。

³⁹ 等価世帯収入の加重平均値では、欠損値の関係から度数が 9,142 となっている。

4 社会的排除率の推計方法の検討

4-1 いくつかのパターンによる社会的排除率の推計

ここまで、社会的排除状態にある子育て世帯における生活水準について推定を行ってきた。それでは、社会的排除状態にある子育て世帯は、どれぐらの割合で存在しているのだろうか。便宜上、ここでは社会的排除率と呼ぶことにし、以下、いくつかのパターンによって推計を試みる。

表 4-11 等価世帯収入の平均値による推計

等価世帯収入	1,919,880
母数	1,041
水準以下の世帯数	495
割合	47.6%

まず、前節で推定した社会的排除状態にある世帯の生活水準としての等価世帯収入を基に、これよりも等価世帯収入が少ない世帯の割合を求める場合である。この場合、基準値 191 万 9,880 円を下回る世帯は 495 世帯あり、その有り合いは 47.6%である。ただし、この値については、基準値以下の全ての世帯が社会的排除状態にあるとするものであり、厳密性には欠ける。

表 4-12 相対的貧困率による推計

中央値	2,012,461
貧困線	1,006,231
母数	1,041
貧困線以下の世帯数	124
割合	11.9%

次に、国の子どもの貧困率の計算方法と同様の、相対的貧困率によって割合を求める場合である。等価世帯収入の中央値は 201 万 2,461 円であり、相対的貧困線は 100 万 6,231 円となる。これを下回る世帯は 124 世帯あり、

したがってその割合は 11.9%となる。この場合、子育て世帯のみという母数の偏りが生じるが、同一条件の子育て世帯の中において「相対的に」貧困状態を把握するという点では問題無いと考えられる。なお、参考までに付記すると、相対的貧困に該当する世帯の社会的排除項目該当数の平均は 10.85 であり、それ以外の世帯よりも約 2.0 項目有意に高くなっており、相対的貧困率はそれなりに社会的排除状態にある世帯を含むことが出来ていると言える。

表 4-13 新城市による生活貧困層の定義を参考にした要件

概念	要件
相対的貧困域(生活貧困層)	相対的貧困線 1,006,231円 ※所得中央値の50%
相対的貧困境界域	以下の項目に1つ以上該当する世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅ローンや自動車ローンなどの負債が経済的理由から不払い ・電気代が経済的理由から不払い ・ガス代が経済的理由から不払い ・水道代が経済的理由から不払い ・世帯の総収入が150万円未満 ・制度利用世帯(生活保護受給世帯)

最後は、新城市による生活貧困層の定義に基づいて計算する方法である。なお、日向市の調査と新城市の調査では全てを同じ要件とすることが出来なかったため、似たような項目を選択し、表 4-13 のような要件とした。

表 4-14 新城市による生活貧困層の定義を参考にした推計

母数	1041
生活保護受給世帯	5
要件該当世帯	246
相対的貧困境界域の世帯数	251
割合(①)	24.1%
相対的貧困域(生活貧困層)(②)	11.9%
生活困窮層(①+②)	36.0%

その結果、相対的貧困域(生活貧困層=相対的貧困層)は 11.9%、相対的

貧困境界域は 251 世帯で 24.1%となり、合計した生活困窮層は 36.0%という数値となった。

4-2 社会的排除項目の該当率による推計

前節の 3-1 及び 3-2 において用いた社会的排除項目の該当率を基に、階層クラスタ分析（Ward 法ユークリッド平方距離）を行うことで、社会的排除率を推計することは妥当か検討をしてみたい。

表 4-15 社会的排除項目の該当数による階層クラスタ分析による推計

社会的排除項目該当数			
Ward Method	平均値	度数	標準偏差
1	15.78	120	2.019
2	11.28	330	1.064
3	8.01	313	.789
4	4.91	278	1.058
合計	9.11	1041	3.606

表 4-15 は、4 分類と 2 分類の 2 パターンを基に、各クラスターの社会的排除項目該当数の平均値を求めたものである。まず、平均値が最も高いクラスター 1 に該当する世帯は 120 世帯であり、11.5%となる。これは相対的貧困率とほぼ同数であり、所得階層と比例する点からも当然の結果であると言える。2 番目に平均値が高いクラスター 2 に該当する世帯は 330 世帯であり、31.7%となる。合計の平均値が 9.11 であることを踏まえると、クラスター 1 とクラスター 2 をあわせた 450 世帯、43.2%が社会的排除率ということになる。これは等価世帯収入による推計結果と近い数値であるが、生活上 12 項目以上⁴⁰の何からの困難を抱えていることを踏まえると、子育て世帯の生活実態に近い数値ではないかと考えることもできる。ただし、等価世帯収入による推計と同様に、この推計結果については慎重になることが求められよう。

⁴⁰ クラスター 1 とクラスター 2 をあわせた該当数の平均値は 12.5 である。

おわりに

本章では、社会的排除状態にある子育て世帯の生活水準とはどのようなものかをつかむべく、日向市の調査データを用いて、先行研究を参考にしながら推計を試みてきた。その結果は、基準の設定や計算方法によって大きくばらつきがあり、大きいと約 3.5 倍の開きが出てしまうというものであった。

しかし改めて考え直すと、貧困の基準とは、自然界に存在する閾値ではなく、社会的に人間が設定する基準であるということであり、その基準の設定次第では貧困の実態把握は大きくかけ離れるということが確認されたと言えるのかもしれない。特に相対的貧困率は、あくまで相対的であり、例えば社会全体が困窮化した場合、逆に相対的貧困率は低下するという事態を引き起こす。

一方で、社会的排除にこだわり、社会的排除率の推計を試みようとしたのは、物質的かつ社会的に必要なものが欠如し、かつ社会参加が欠如した状態により、本人の自由が制約され、自己実現が阻害されるという点においては絶対的な基準であると考えているからである。つまり、社会全体が困窮化したとしても、この点において社会的排除率は絶対的基準により導き出すことが可能ではないかと仮説を持っている。

本章では、いわば試算と推計結果の羅列ばかりであったが、今後、さらなる研究を進め、社会的排除状態にある生活水準を明らかにし、抽象的では無く、社会的排除指標を構築することで具体的な事象として社会的排除を捉え、そして社会的排除率を導き出すことに挑み続けていきたい。

なお、本章の内容は、筆者が日本社会福祉学会九州地域部会第 59 回研究大会（2018 年 6 月 10 日 @ 沖縄国際大学において行った研究発表「小規模地方 A 市における子どもの社会的排除の発生する所得水準の推定と社会的排除率の推計」を基にしたものであり、発表の際は参加者から貴重な意見を頂戴することが出来た。この場を借りて御礼を申し上げる。

最後に、日向市の調査データの分析結果及びその見解については、全て筆

者の責任によるものであることを断っておく。

〔参考文献〕

- 阿部彩（2002）「貧困から社会的排除へ：指標の開発と現状」『海外社会保障研究』
国立社会保障・人口問題研究所 141号 67-80頁
- （2006）「相対的剥奪の実態と分析：日本のマイクロデータを用いた実証研究」
社会政策学会誌 16号 251-275頁
- （2008）「日本における子育て世帯の貧困・相対的剥奪と社会政策」社会政策
学会誌 19号 21-40頁
- B.S.Rowntree(1922) *Poverty – A Study of Town Life*, Longmans, Green & Co.（＝長沼弘毅
訳 1960『貧乏研究』ダイヤモンド社）
- 伊達忠亮（2017）「日向市における子どもの貧困への行政の取り組み」坂本毅啓・志
賀信夫編『地方都市におけるインクルーシブな地域づくり』大阪市立大学都市
研究プラザ 63-70頁
- 福原宏幸（2007）「社会的排除／包摂論の現在と展望：パラダイム・「言説」をめぐ
る議論を中心に」福原宏幸編『シリーズ・新しい社会政策の課題と挑戦 第1巻
社会的排除／包摂と社会政策』法律文化社 11-39頁
- 岩田正美（2007）『現代の貧困：ワーキングプア／ホームレス／生活保護』筑摩書房
- （2008）『社会的排除：参加の欠如・不確かな帰属』有斐閣
- 全泓奎（2015）『包摂型社会：社会的排除アプローチとその実践』法律文化社
- 坂本毅啓・志賀信夫（2018）「地方都市におけるインクルーシブな地域づくりに関す
る研究 ～日向市における子育て世帯の生活・ニーズ調査の二次分析～」大阪
市立大学都市研究プラザ編『先端的都市研究拠点 2017年度公募型共同研究によ
るアクションリサーチ』大阪市立大学都市研究プラザ 79-97頁
- 志賀信夫（2016）『貧困理論の再検討：相対的貧困から社会的排除へ』法律文化社
- 志賀信夫・畠中亨編（2016）『地方都市から子どもの貧困をなくす：市民・行政の今
とこれから』旬報社
- 新城市 市民福祉部 子ども未来課（2017）『新城市子どもの未来応援事業計画』新
城市
- 武川正吾（2011）『福祉社会：包摂の社会政策』有斐閣